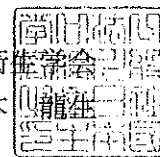


都道府県歯科衛生士会長 様

(一社) 日本口腔衛生学会
理事長 山本

第9・10回日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者研修会の開催について

平素は本会の運営につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

本会では、令和4年度から「学会認定地域口腔保健実践者制度」を創設し、公衆衛生に関する基本的理解を持ち、関係者と連携しながら地域口腔保健活動を効果的に実践できる者を認定することとしております。

(https://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/certification/ws_practice/)

このたび、認定要件のひとつである研修受講の単位を取得できる研修会を別紙のとおり開催することといたしました。

WEB（オンライン）形式の研修会で、当日参加できなくなった方等のために見逃し配信の機会も設定しております。

会員非会員や職種を問わず、さらには認定を申請する予定のない方も含め、幅広く希望する方に受講していただけるようになっておりますので、貴会の会員の皆様へ周知くださるようお願い申し上げます。

認定地域口腔保健実践者制度に関する紹介 HP はコチラ→

**【地域口腔保健実践者認定のための研修要件に関する留意事項】**

- ・本制度において地域口腔保健実践者として認定されるためには、研修要件として認定申請の直近5年間に10単位の取得が必要です（研修以外の認定要件は上記WEBサイトでご確認ください）。
- ・本研修会を1回受講することにより5単位を取得することができます。ただし、同一内容の研修会のLIVE配信と見逃し配信を受講しても、2回分とはならず、1回分5単位のための認定となります。
- ・一方、各研修会の際に提示される課題に対するレポートを提出（任意）し、審査に合格すると、さらに5単位を取得することができ、地域口腔保健実践者の認定を受けるための研修要件10単位を満たすことも可能となっています。
- ・本学会の非会員であっても受講が可能であり、非会員の状態で取得した単位も、入会後に認定審査を受ける際に有効となります。